

施術所の 手引

令和5年5月改定

広島市

目次

1	施術所の手続き等	1
	施術所開設届 構造設備基準 衛生上必要な措置 施術所の名称 施術所変更届 施術所休止・廃止・再開届	
2	出張施術業務の手続き等	5
	出張施術業務開始届 出張施術業務休止・廃止・再開届 滞在施術業務実施届 留意事項	
3	広告の制限	6
	広告制限の概要 あはき法に基づく施術所で認められている広告事項 柔道整復師法に基づく施術所で認められている広告事項	

[文中の表記]

あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

[この冊子に関するお問い合わせ]

広島市健康福祉局保健部環境衛生課医務・薬務担当医務係

広島市中区富士見町1-1番27号 (Tel:082-241-1585 Fax:082-241-2567)

1 | 施術所の手続き等



各種様式・添付書類は、広島市ホームページに掲載しています。

広島市公式ホームページ → ■ページ番号でさがす **14554**



→ 「施術所に関する手続・管理」に掲載

■ 施術所開設届

施術所を開設したときは、開設後10日以内に「施術所開設届」を提出してください。

「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」と「柔道整復」の施術所を併設する場合、それぞれの開設届が必要です。

開設届出受付後、施設の確認を行います。

なお、出張施術業務開始届を提出している場合は、出張施術業務の廃止届を提出してください。

提出書類

- ・ 施術所開設届
- ・ 施術所の平面図
施術室・待合室・施術所の窓の寸法、施術台（ベット）・施術器具・消毒設備・ドア・換気装置の位置がわかるもの

持参書類

- ・ 開設者の本人確認のための書類
開設者が個人の場合：官公署が発行した免許証等の原本（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）
開設者が法人の場合：登記事項証明書（発行から概ね3か月以内のもの）
 - ・ 業務に従事する施術者の本人確認のための書類（官公署が発行した免許証等の原本）
 - ・ 業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許証の原本
- ※業務に従事する施術者の本人確認のための書類の原本が持参できない場合は、開設者が作成した「業務に従事する施術者本人である事を証明する書類」を添付してください。

■ 構造設備基準（あはき法施行規則第25条、柔整法施行規則第18条）

施術室

- ・ 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
- ・ 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放し得ること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- ・ 施術室内に施術台を2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導）

待合室

- ・ 3.3㎡以上の待合室を有すること。

その他

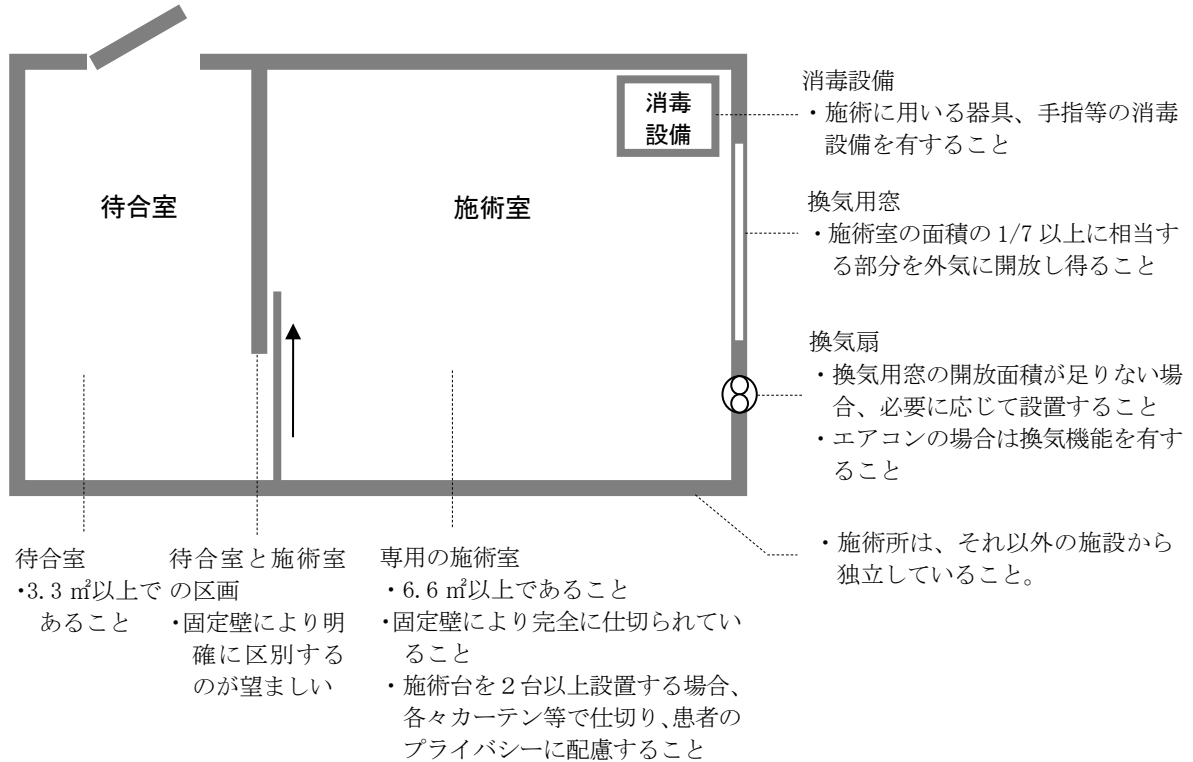
- ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ・ 施術所は住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること。（指導）

■ 衛生上必要な措置（あはき法施行規則第26条および柔整法施行規則第19条）

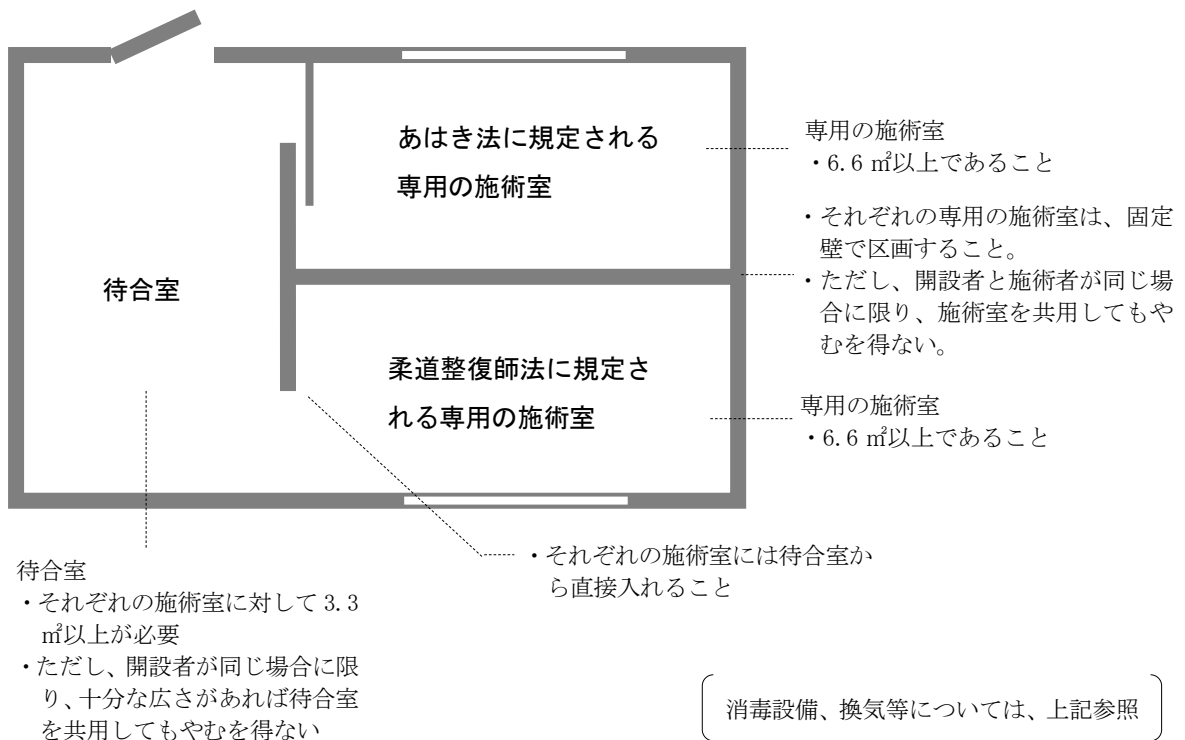
- ・ 常に清潔に保つこと。
- ・ 採光、照明及び換気を十分にすること。
※はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければなりません。
また、その他の業務に従事する施術者についても、施術するにあたっては、手指及び施術に用いる器具の洗浄、消毒を徹底してください。

施術所の平面図の記載例

「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」「柔道整復」いずれかの施術所を開設する場合



「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」「柔道整復」の両方の施術所を併設して開設する場合



■ 施術所の名称

施術所の名称は、広告規制の対象になります。→「3 広告の制限」参照

利用者が無資格者による医業類似行為施設と区別できるよう、業務の種類を入れるなど、施術所（有資格者の施設）であることがわかる名称としてください。

なお、次のような名称は、施術所の名称として認められません。

- ・ 医療法に抵触する名称
（例：〇〇クリニック、〇〇治療院など（〇〇鍼灸治療院は可））
- ・ はり科、きゅう科等、「科」の文字を使用すること
- ・ 医師法に抵触する名称（例：鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇など）
- ・ 施術所で認められていない医業類似行為の名称を使用すること
（例：〇〇鍼灸整体院、〇〇エステティックマッサージ院など）



「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」の施術所を併設する場合

あはき法に基づく施術所は柔整法に規定される業務の名称、柔整法に基づく施術所はあはき法に規定される業務の名称を称することはできません。

■ 施術所変更届（あはき法第9条の2第1項、柔道整復師法第19条第1項）

開設届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に「施術所変更届」を提出してください。

「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」と「柔道整復」の施術所を併設している場合はそれぞれの届出が必要です。

開設者そのものの変更（事業承継、法人化等）、施設所在地の変更（移転）については、廃止・開設の手続きを行ってください。

また、施設名称及び構造設備に係る変更については、事前にご相談ください。

開設者の氏名・住所の変更	提出書類	・ 施術所変更届
	持参書類	・ 開設者の本人確認のための書類 開設者が個人：官公署が発行した免許証等の原本 （運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など） 開設者が法人：登記事項証明書（発行から概ね3か月以内のもの）
施術所の名称、業務の種類の変更	提出書類	・ 施術所変更届
構造設備の変更	提出書類	・ 施術所変更届 ・ 変更前及び変更後の平面図
業務に従事する施術者の変更	提出書類	・ 施術所変更届
	持参書類	施術者の採用や氏名の変更の場合 ・ 本人確認のための書類（官公署が発行した免許証等の原本） ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許証の原本

■ 施術所休止・廃止・再開届（あはき法第9条の2第2項、柔道整復師法第19条第2項）

施術所を休止、廃止又は再開した場合は、休止、再開、廃止後10日以内に「施術所休止・廃止・再開届」を提出してください。

「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」と「柔道整復」の施術所を併設している場合は、それぞれの届が必要です。

提出書類 ・ 施術所休止・廃止・再開届

「休止・廃止・再開届」は電子申請が可能です。ご利用ください。

申請の流れ：利用者登録（初回：必要、2回目以降：不要）→ ログイン → 手続き内容の確認
→ 届出事項の入力 → 送信

※詳しくは、広島市ホームページをご覧ください。

● 休止・廃止・再開届

広島市公式ホームページ → ■ ページ番号でさがす

14554



→ 施術所に関する手続・管理の「4 施術所・出張施術業務休止・廃止・再開届」

2 | 出張施術業務の手続き等

■ 出張施術業務開始届（あはき法第9条の3）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、専ら出張のみによってその業務に従事する時は、業務開始後10日以内に「出張施術業務開始届」を提出してください。

（※住所地での届出になります。事業所などを住所として提出することはできません。）

すでに施術所を開設している場合は、出張施術業務開始届の提出は必要ありません。

また、柔道整復師による出張専門業務は認められていないので注意してください。

届出事項の変更（施術者の氏名・住所の変更など）については、廃止・開始の手続きを行ってください。

提出書類 ・出張施術業務開始届

持参書類 ・施術者の本人確認のための書類
（官公署が発行した免許証等の原本（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など））
・施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許証の原本

■ 出張施術業務休止・廃止・再開届（あはき法第9条の3）

出張施術業務を休止、再開又は廃止した場合は、休止・再開・廃止後10日以内に「出張施術業務休止・廃止・再開届」を提出してください。

提出書類 ・出張施術業務休止・廃止・再開届

「出張施術業務休止・再開・廃止届」は電子申請が可能です。ご利用ください。

申請の流れ：利用者登録 → ログイン → 手続き内容の確認 → 届出事項の入力 → 送信

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

広島市トップページ > 事業者向け情報 > 医療機関・施術所等

> 施術所等に関する手続・管理「施術所・出張施術業務休止・廃止・再開届」

■ 滞在施術業務実施届（あはき法第9条の4）

広島市外に住所地のあるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（施術所の開設者又は勤務者である場合は、施術所の所在地が広島市外）が、広島市に滞在して業務を行おうとするときは、**事前に**「滞在施術業務実施届」を提出してください。

提出書類 ・滞在施術業務実施届

持参書類 ・施術者の本人確認のための書類
（官公署が発行した免許証等の原本（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など））
・施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許証の原本



出張施術は施設ではないため「〇〇マッサージ院」等の名称を名乗ることはできません。

3 | 広告の制限

■ 広告制限の概要

広告は、看板や印刷物など、不特定の者の目に触れるものが対象になります。
何人も、いかなる方法であっても、法で定められた事項以外は広告できません。
また、広告可能な事項を広告する場合にも、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

■ あはき法に基づく施術所で認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚告69）
 - ・ もみりようじ
 - ・ やいと、えつ
 - ・ 小児鍼（はり）
 - ・ あはき法第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
 - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - ・ 休日又は夜間における施術の実施
 - ・ 出張による施術の実施
 - ・ 駐車設備に関する事項

■ 柔道整復師法に基づく施術所で認められている広告事項（柔道整復師法第24条第1項、第2項）

- 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚告70）
 - ・ ほねつぎ（又は接骨）
 - ・ 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
 - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - ・ 予約に基づく施術の実施
 - ・ 休日又は夜間における施術の実施
 - ・ 出張による施術の実施
 - ・ 駐車設備に関する事項

違反の多い広告の例

「〇〇式」「中国ばり」「美容鍼」「適応症（がん、腰痛、肩こり、肉離れ等）」「交通事故」「各種保険取扱い」「スポーツ」「料金〇〇〇円」「〇〇に効く」「むち打ち専門」「女性専用」など